

フォーカス [22条の2]

検察官の役割論(2)

中川孝博

1 はじめに

近年において、実務における検察官関与の捉え方に大きく影響を与えているものが2点ある。第1に、「国民の信頼確保」という観点である。「国民の信頼確保」という、個々の審理や事実認定の当否に直接関わらない外在的要請は、検察官の役割論に大きく影響を与える。第2に、「裁判官の役割論」である。手続の主宰者である裁判官の役割をどう捉えるかによって、審判協力者である検察官の役割も変動を来すことになる。

2 「国民の信頼確保」と検察官の役割論

(1) 22条の2に関連して

22条の2の立法趣旨の一つとして、少年審判における事実認定手続に対する国民の信頼確保が挙げられている¹。この観点を強調し、突き詰めていくと、事案が重大でありさえすれば、検察官関与が可能かつ相当ということにもなりかねない。

実際、裁判官の間にも、公益の代表者としての検察官が少年審判手続に参加することで手続の妥当性、信頼性が一層増すと考えられるのであれば、少年が事実を争っていない場合にも検察官関与を柔軟に認めてよいと考える者がいるようである。また、検察官が関与の申出をする事件は1号事件に集中しており、被害者死亡という重大な結果が生じた事件に対する検察官の関心の高さがうかがえると評されており、関与申出の理由としてトップにくるのも「事案重大」である。中には、被害者遺族からの要望があるという理由を掲げる検察官もいるという²。検察官が審判に関与すること自体で「公正らしさ」が演出されるというのである。

なお、この「国民の信頼確保」という観点は、別の方向から別の形で強調されることがある。例えば、送致事実と異なる事実を認定(とりわけ、送致事実よりも軽い事実または非行事実なしを認定)する可能性がある場合には、検察官が抗告受理申立てをできるように、検察官関与を認めることを原則とすべきだという主張が、「手続の適正さ」確保という概念に依拠してなされている³。抗告受理申立制度の立法趣旨は、少年側からの抗告以外に上級審による見直しの機会が全くないというのでは被害者をはじめとする国民の納得が得られない⁴というものであるから、論者のいう「手続の適正さ」とは、「国民の信頼確保」とほぼ同じ内容を指すことになる。このように、「国民の信頼確保」それ自体を強調する考え方は、抗告受理申立制度の存在を通して、家裁における検察官関与の必要性を考慮する際に徐々に浸透してきている。

(2) 32条の4に関連して

この抗告受理申立制度については、「検察官に権利としての抗告権を認めるものではなく、(中略)重大な事実認識等による誤った審判について上級審における見直しの

機会を確保しようとすることに主眼がある。このように、検察官の審判協力者としての役割は、少年審判における事実認定の一層の適正化のために協力するものであることからすると、検察官の抗告受理申立制度は、審判協力者の立場と何ら矛盾するものではない⁵という説明がなされている。

古典的な付添人の役割論においては、審判の協力者の側面と手続の監視者の側面に分けて説明がなされる。付添人が抗告をすることは後者に属するものである。関与検察官の場合も、抗告権を有しているわけではないが、検察官が申立てをしない限り高等裁判所は動かないのであるから、抗告受理申立てもまた、手続の監視者の側面に属するものと捉えられるべきものであろう。にもかかわらず、これを「審判の協力者」的側面に属するものと捉えるところに重大な論理のねじれがある。かくして、「国民の信頼確保」という観点が、「審判の協力者」というフィルターを経由して、「手続の適正」という言葉に置き換えられ、22条の2における「必要性」の解釈にも影響を及ぼすことになるのである。事案重大という理由で検察官関与の申出をする場合が多いのも、この抗告受理申立制度を背景にしているのかもしれない。

(3) 検討

22条の2において、「国民の信頼確保」の意味するところは、結局のところ「公正らしさ」の確保にすぎない。そもそも22条の2第1項1号および2号が対象事件を限定しているのは、国民の信頼確保という観点からそれら重要な事件に検察官関与の範囲を絞るべきと考えられたからである⁶。重大な事件か否かは、このような要件が規定されたこと自体ですでに考慮されているのであるから、屋上屋を架して「必要性」でそれを考慮するのは、二重の算入である。信頼確保という観点は、検察官関与に期待される付随的效果にすぎず、付随的效果を目的として必要性を考慮するのは、規定の構造に反する⁷。

また、32条の4に関しては、「国民の信頼確保」という観点からのみ立法がなされ、起こりうる弊害についてほとんど議論されることがなかったこと自体に改めて反省の眼が向けられねばならない。大阪地裁所長襲撃事件の最高裁判所決定⁸につき、「検察官が、事実認定が争われる事件においては、やはり、真実＝有罪の追求という訴追官・原告官的な役割にとらわれて審理が長期化し、年齢制限の中で早期かつ迅速に教育目的を達成すべき少年法の存在目的に背馳するような活動をしがちになりかねない傾向に対して、強い警鐘を意味するものになっている」⁹と評されている。さらには、「本件においては、この抗告受理申立てによって少年の早期解放が妨げられた面もあって、少年法の理念に照らした場合の同制度の妥当性自体についても批判が向けられなければならない」¹⁰という主張まで登場している。このように弊害が起こる危険性が高い制度を所与の前提として検察官の役割論を構築し、22条の2の解釈運用にあたってそれを浸透させることは妥当でない。

3 裁判官の役割論

22条の2の制定理由として、「証拠の多角的収集・吟味」、および、「対峙状況の回避」

が掲げられている¹¹。

このうち、特に「対峙状況の回避」が実務において拡大解釈されているきらいがある。例えば、「被害者の心情等にも十分に配慮しつつ証人尋問等を行わなければならない」として少年側から家裁の中立公正さに疑念を抱かれるようなことがあってはならない」といった理由が、検察官関与を正当化するために実務家によって挙げられているのが現状である¹²。そこでは、「対峙的状況の回避」が「家裁の中立公正さの保持」というより多くのものを含みうる表現に置きかえられ、ここでもまた「公正らしさ」の保持が主目標になろうとしている。このような考え方からは、「裁判官の公正らしさを保持するためのサンドバッグとしての検察官」とでもいうべき役割論になるのだろうか。さらには、被害者の証人尋問の際にビデオリンク方式をとるべきか否かについて事前に検討してもらう都合が検察官関与決定の理由になるとまで言われている¹³。「便利屋としての検察官」である。

しかし、少年と他者とのコミュニケーションが適切になされる審判過程を実現して正確な事実認定をすることが、少年審判において実現すべき事実認定の適正化である。汚れ役は検察官にすべて任せて、少年とのコミュニケーションを無難なものにすること(裁判官と少年とのコミュニケーションを希薄化させること)が事実認定の適正化に結びつくわけではない。その意味で、「対峙的状況の回避」をめぐる議論は、裁判官と少年の対話論(理念論と技術論をセットにして)を軸に行われるべきであった。しかし、そのような議論はなされなかった¹⁴。その結果、困ったとき(あるいは困ったことになりそうなとき)には重要な対話をしない、つまり少年との実質的コミュニケーションを断つという形で裁判官の公正らしさを保持しようという傾向が生まれているのである。

しかし、このような傾向は、少年の意見表明権、手続参加権を保障するという大前提に反するものである。「少年の言葉を聴く」ためには、一件記録を検討して自ら構成した物語はひとまず脇に置き、少年の物語を聴く姿勢をもって、少年の物語を十分に引き出すような質問をし、少年の返答に十分に反応する必要がある。このような姿勢やコミュニケーション技術を習得していない裁判官の下においては、他に誰が関与しようとも、事実認定の適正化はありえない。

4 あるべき検察官の役割

以上のようにみえてくると、結局のところ、裁判官や審判に対する公正らしさの保持を最重要視するか、それとも少年の手続参加権を最重要視するかが検察官の役割を決定づけるポイントだということがわかる。前者を軸にすると、「存在自体で公正らしさを演出する検察官」、「サンドバッグとしての検察官」、「便利屋としての検察官」ともいうべき検察官論となる。これに対し、後者を軸にした検察官の役割論として私が提唱したのは、「裁判官と少年・付添人が適切にコミュニケーションできるように調整作業を行うコーディネータ」である。少年の手続参加権保障という観点を重視して立法がなされたわけではないから、このようなモデルに立ったうえで規定を解釈しようとする、相当に思い切った目的論的解釈にならざるをえないだろう¹⁵。しかしそれは、時の政治状況

に翻弄されて十分な議論をせずに法改正をしてしまった立法に対する対処療法としてやむをえないものであり、実際に少年の手続参加権を侵害するような事件を発生させてしまった司法による責任の取り方として必要なことであろう。

- 1 甲斐行夫ほか(2002)『少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説』(法曹会)124頁参照。
- 2 以上のような実務の状況につき、長岡哲次ほか(2006)『改正少年法の運用に関する研究』(法曹会)215, 220, 222, 253頁参照。他に中川孝博(2008)『刑事裁判・少年審判における事実認定』(現代人文社)183頁参照。
- 3 山崎和信(2003)『少年審判の事実認定手続の運用と課題』現刑52号38, 43頁, 長岡ほか・前掲注2書236頁参照。
- 4 甲斐ほか・前掲注1書192頁参照。
- 5 甲斐ほか・前掲注1書192頁。
- 6 内閣提出法案では、社会的に見て重大な事件に関与するのが適当と考えられたことから長期3年を超える事件を対象としていたが、それでも広すぎるとの批判からさらに対象が絞られ、現在の規定になっていることに注意せよ。
- 7 もちろん、法定刑は重いけれども実際の事案はそれほどでもないという場合に重大性を否定することは、「二重の算入」にはならない。
- 8 最決平20・7・11刑集62・7・1927。
- 9 守屋克彦(2009)『少年事件の受差戻審における証拠調べ』ジュリ臨時増刊『重要判例解説(平成20年度)』(有斐閣)226, 228頁。
- 10 正木祐史(2008)『判批』法セミ644号132頁。
- 11 甲斐ほか・前掲注1書123頁参照。
- 12 長岡ほか・前掲注2書228, 230頁参照。
- 13 長岡ほか・前掲注2書229頁参照。
- 14 少年審判における対話論に先鞭をつけるものとして、服部朗(2008)『少年司法における対話』前野育三古稀『刑事政策学の体系』(法律文化社)133頁参照。
- 15 22条の2フォーカス「検察官関与の範囲と限界」(本書『コメンタール少年法〔第2版〕』388頁)および中川・前掲注2書206, 255頁参照。